

この書面の内容をよくお読みください。
書面の内容を確認の上、充分にご理解した上でご契約ください。



株式会社 トライエンス
TRI-ENCE CO.,LTD.

2026 年 7 月 改訂

《概要書面》



株式会社トライエンス

- この書面は「特定商取引に関する法律」の第 37 条第 1 項により定められた内容であり、当社・商品・システムを正しく理解して参加される事を目的として作成されたものです。
- この書面は入会する方が入会する、しないに関わらず内容をよく説明し、相手の方に必ずお渡しください。
- 書面内容をよくご確認の上、お手元に保管してください。

紹介者記入欄	
紹介者名： (法人の場合は法人名と代表者名)	
住 所：	
電 話：	記入日： 年 月 日

※紹介者記入欄にあなたの紹介者がすべて記入している事を確認してください。

■会社概要

本社

会社名 株式会社トライエンス
所在地 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 16-12 T-PLUS 7 階
代表者 代表取締役 岩佐敏廣
事業内容 健康食品、化粧品及び健康関連商品の販売

業務部

横浜オフィス&サロン

住 所 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 15 横浜朝日会館 7 階
T E L 045-228-9831
F A X 045-228-9832

■取扱商品

商品名	内容量	希望小売価格	会員価格(定期購入)	会員価格(追加購入)
トリエフ ※	35g (1g×35 包/箱)	12,960 円(税込)	10,800 円(税込) (10,000 円)	10,800 円(税込) (10,000 円)
ソリッソアンジェロローション	120ml	7,700 円(税込)	6,600 円(税込) (5,000 円)	6,600 円(税込) (5,000 円)
ソリッソアンジェロクリーム	30g	9,900 円(税込)	8,800 円(税込) (5,000 円)	8,800 円(税込) (5,000 円)

※は軽減税率（8%）対象商品です。

トリエフ【健康食品(乳酸菌未入り)】
難消化性デキストリン、乳酸菌末、オリゴ糖、はっ酵乳パウダー(はっ酵乳、デキストリン、ぶどう糖)、ミルクカルシウム/結晶セルロース、クエン酸、香料、甘味料(スクラロース)(一部に乳成分を含む)
ソリッソアンジェロローション【化粧品（乳酸菌エキス入り化粧水）】
水、グリセリン、プロパンジオール、ペンチレングリコール、ソルビトール、エンテロコッカスフェカリス、リンゴ果実培養細胞エキス、3 - グリセリルアスコルビン酸、ヒアルロン酸Na、加水分解ヒアルロン酸、グリコシルトレハロース、加水分解水添デンプン、パチルス発酵物、加水分解コラーゲン、アセチルグルコサミン、アスコビルグルコシド、フランスラベンダーエキス、PCA - Na、アラントイン、コハク酸ジエトキシエチル、キサンタンガム、レシチン、クエン酸、クエン酸Na、ヒドロキシエチルセルロース、PEG - 20ソルビタンココエート、ニオイテンジクアオイ油、ライム油、カプリリルグリコール
ソリッソアンジェロクリーム【化粧品（乳酸菌入りクリーム）】
水、グリセリン、ホホバ種子油、プロパンジオール、ペンチレングリコール、ステアリン酸、エチルヘキサン酸セチル、ステアリン酸グリセリル（SE）、セテアシルアルコール、パルミチン酸セチル、エンテロコッカスフェカリス、シア脂、セテアシルグルコシド、リンゴ果実培養細胞エキス、3 - グリセリルアスコルビン酸、ヒアルロン酸Na、加水分解ヒアルロン酸、グリコシルトレハロース、加水分解水添デンプン、パチルス発酵物、加水分解コラーゲン、アセチルグルコサミン、アスコビルグルコシド、フランスラベンダーエキス、セラミドNG、セラミドAP、セラミドNP、イソステアリン酸フィトステリル、ベヘニルアルコール、ペンタステアリン酸ポリグリセリル - 10、ステアロイルラクチレートNa、アラントイン、ステアロイルグルタミン酸Na、キサンタンガム、レシチン、ジメチコン、トコフェロール、ニオイテンジクアオイ油、ライム油、カプリリルグリコール

■会員登録について

会員登録希望者は、当該連鎖販売業の概要を記載した概要書面を事前に受け取り、説明を受け、その内容を十分に理解された上で、自己の意思に基づいて登録申請を行ってください。また、株式会社トライエンスの趣旨に賛同し、その上で会員資格を満たしている方のみ会員登録の申請と商品購入の申し込みをすることができます。なお、概要書面を電磁的方法（メール等）で受け取る場合は相手から交付の事前告知を受け、承諾した後に受け取ってください。受け取った旨を必ず相手に返信し、このやり取りを保存してください。

■会員資格について

会員資格とは契約によって会員となり、会員登録をする際の前提条件を指します。会員資格は以下の通りです。

- 1) 日本国籍ないし永住権を持ち、20 歳以上の方（学生を除く）。
※学生とは、高等学校・大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（看護学校を含む）・各種専門学校・予備校等に籍を置く者といいます。但し、一度社会人となり、その後大学や大学院・通信教育などによる教育機関に籍を置く者に関しては、当社判断とします。
- 2) 登録者の身分が公務員等の場合は、公務員関連の法令・規則、会社員等の場合は就業先の就業規則等の各遵守について登録者自身の判断の上で登録を申請する事。
- 3) 法人登録の場合、以下事項を満たしている事。
 - ①日本で設立された法人である事。
 - ②法人の代表が 1) の条件を満たしている事。
 - ③発行から 3 ヶ月以内の登記簿謄本を提出する事。

■特定負担について

- 1) 当社の取扱商品のいずれかを購入していただきます。
 - ①会員専用サイト（WEB）エントリーによる申請：初月分と次月分を会員申請と同時に購入します。
 - ②会員登録申請書による申請：初月分または、初月分と次月分を会員申請と同時に購入します。
- 2) 後述のコミッションを得るためには、定期購入価格の設定された商品（取扱商品の項を参照）を該当月に購入する必要があります。
- 3) 商品代金合計金額と送料分をご指定の方法でお支払いください。

■登録方法について ※必ず本人の意思に基づいて申請を行なってください。

当社の商品を購入するには会員登録が必要です。会員登録には会員資格を有する紹介者の推薦が必要です。当社は、申請内容を審査し、会員条件を満たし、且つ申請内容に不備がなく履行されている事を確認し、会員登録申請を受理し、会員とします。会員登録をすると、商品を会員価格で購入することができます。また、商品は毎月定期購入としてオートシップ方式で自動配送します。登録する契約者住所は、契約者本人の住所（居所）または所在地に限りです。（当社では支払調書は登録の契約者住所で作成します。登録の契約者住所と住民票の住所が異なる場合はご注意ください）契約者住所とは異なる場所への商品配送を希望する場合は、商品配送先をご指定ください。その場合、商品と納品書兼領収証は商品配送先へ送付します。それ以外の通知、各種ご案内等は、契約者住所への送付となります。申請内容に不備がある場合は、登録及び商品の発送を円滑に行う事ができません。不備がある場合は、訂正の上、再度ご申請ください。その場合、不備の訂正を受理するまで会員としての権利・利益を持つ事はできません。申請の方法は以下の 2 種類があります。

1) 会員専用サイト（WEB）エントリーによる申請

紹介者より指定された会員専用サイト（WEB）エントリーページより、自己の意思に基づいて、申請を行ってください。

- ①支払方法：カード支払い（クレジットカード・デビットカード・プリペイドカード）のみ。
（セキュリティ上、当社はカード情報をお預かりせず、決済代行会社ユニヴァペイキャストのシステムを使用しています）
- ②商品発送：仮登録受付後、原則 2 営業日以内に発送します。
（法人登録の場合は仮登録の際に「登記簿謄本」（発行日より 3 ヶ月以内・コピー可）の提出が必要です）
- ③当月実績：月末日までにエントリーしたもの。但し、不備のないものに限りです。
- ④提出書類：個人登録の場合、提出書類はありません。法人登録の場合は、「登記簿謄本」（発行日より 3 ヶ月以内）。
- ⑤契約完了：登録完了後、登録完了通知及び契約書面を発送しますので、当該書類の受取をもって契約は完了します。なお、法人登録の場合、登記簿謄本（発行日より 3 ヶ月以内）の受付後に本登録となり登録完了後、登録完了通知及び契約書面を発送しますので、当該書類の受取をもって契約は完了します。

2) 会員登録申請書による申請

所定の「会員登録申請書及び初回商品購入申込書」(以下申請書)に必要な事項を記入し、自己の意思に基づいて自署、捺印(金融機関届出印)の上、ご希望商品の会員価格代金と送料金額を指定口座にお振込後、振込明細書のコピーを添付し、自署、捺印した「重要事項同意確認書」と併せて、申請を行ってください。なお、登録する預金口座は、一つのみであり、どのような場合でも、必ず契約者名義と同一でなければなりません。また、コミッション振込口座とオートシップの振替口座は同一とします。

①支払方法：振込。振込名義は契約者と同一に限り受付可能です。以下のいずれかの口座へお振込みください。

- ・りそな銀行 九段支店 普通口座 1275443 口座名義：株式会社トライエンス
- ・ゆうちょ銀行 ○〇八支店 普通口座 9449511 口座名義：株式会社トライエンス
- ・ゆうちょ銀行 通帳記号 10060 通帳番号 94495111 口座名義：株式会社トライエンス

②商品発送：申請受付完了後、原則 2 営業日以内に発送します。

③当月実績：月末日までに申請したもの。但し、不備のないものに限ります。なお、FAX でも申請は可能ですが、その場合、書類原本の提出期限は登録月の翌月 4 日必着となります(当社休業日の場合、前営業日)。

④提出書類：「申請書」(『お客様控』は会員本人が、『紹介者控』はその紹介者が保管してください)及び「重要事項同意確認書」。法人登録の場合は、「登記簿謄本」(発行日より 3 ヶ月以内)。

⑤契約完了：登録完了後、(FAX 申請の場合は必要書類原本の到着をもって登録完了となります)登録完了通知及び契約書面を発送しますので、当該書類の受取をもって契約は完了します。

■オートシップについて

1) 登録完了後、3 ヶ月目からオートシップにより、毎月ご契約の商品を定期購入として購入します。

オートシップのお支払いはカード(クレジットカード・デビットカード・プリペイドカード)決済と口座振替のいずれかを選択できます。口座振替の手続きは 2 ヶ月ほど掛ります。申請書は預金口座振替依頼書(オートシップ申込書)が複写となっているので、申請書原本の提出遅延、記入不備、印鑑相違などがあると、オートシップ開始月が遅れる場合があります。不備がなければ登録月より 3 ヶ月目から開始されます。

2) オートシップのカード決済日及び口座振替日：毎月 6 日(金融機関休業日の場合、翌営業日)。

3) オートシップは送料無料。但し、発送後に届け先を変更する場合は、配送業者規定に基づき、配送業者へ着払にて送料をお支払いください。

4) オートシップの発送日：決済月及び振替月の 20 日前後。

5) 2 ヶ月連続して定期購入実績の無い場合、オートシップを休止します。

会員本人がオートシップ休止を希望する場合は、会員専用サイト(WEB)の「お問い合わせ」フォームより申請してください。もしくは、会員専用サイト(WEB)より「契約内容変更届」をダウンロード印刷の上、必要事項をご記入ご捺印の上、業務部宛に FAX・郵送により申請してください。必要書面の入手ができない場合は業務部宛にご請求ください。申請の締日は毎月 15 日(当社休業日の場合、前営業日)であり、翌月から休止となります。締日を過ぎた場合は、翌々月から休止となります。

6) オートシップの再開を希望される場合は、業務部までご連絡ください。

カードで再開をご希望の場合は、会員専用サイト(WEB)よりカード情報のご登録を行っていただいた上で、「契約内容変更届」をご提出ください。口座振替で再開をご希望の場合は、「契約内容変更届」及び「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」をお送りします。必要事項をご記入ご捺印(金融機関届出印)の上、業務部宛にご返送ください。

■商品の注文方法について

1) 定期購入

オートシップによる購入となります。但し、カード決済や口座振替ができなかった場合は、下記の方法にて定期購入が可能です。

注文方法：会員専用サイト(WEB)での申し込み。毎月 20 日～月末日まで。

支払方法：カード支払い(クレジットカード・デビットカード・プリペイドカード)。

2) 追加購入

定期購入以外に商品を購入する事が可能です。但し、当月定期購入がない場合は、追加購入はできません。

注文方法：会員専用サイト(WEB)での申し込み。

支払方法：カード支払い(クレジットカード・デビットカード・プリペイドカード)。

3) 販促品購入

販促品はいつでも購入する事が可能です。

注文方法：会員専用サイト(WEB)での申し込み。

支払方法：カード支払い(クレジットカード・デビットカード・プリペイドカード)。

※当月実績扱いとなる注文の締め切りは、当月末日までに購入したものとなります。月末の注文の際にはご注意ください。

■送料・手数料について

- 1) 送料は商品注文（新規登録申請時を含む）毎に、一律 935 円（税込）を申し受けます。但し、オートシップによる商品購入、または商品代金 30,000 円（税抜）以上ご購入いただいた場合、送料は無料となります。なお、発送後に届け先を変更する場合は、配送業者規定に基づき、配送業者へ着払にて送料をお支払いください。
- 2) 振込手数料は本人負担となります。

■商品の引渡し時期及び発送について

- 1) オートシップによる購入の場合、カード決済または口座振替が実行された月の 20 日前後に発送します。
- 2) 会員専用サイト（WEB）による購入の場合、注文の受付が完了し、2 営業日以内に発送します。
- 3) 会員登録申請書による購入の場合、申請書（入金確認済）の受付が完了し、2 営業日以内に発送します。
- 4) 注文は 16：00 までに受付完了したものを当日扱いとします。16：00 以降に受付をしたものは翌営業日扱いとなります。
- 5) 商品を契約者住所とは異なる場所に配送希望の場合は、商品配送先をご指定ください。指定配送先へ商品と納品書兼領収証を発送します。

※発送は道路状況や天候等の理由により、2 営業日を超過する場合があります。

※ゴールデンウィーク・夏期・年末年始休業期間の商品引渡し時期及び発送については、都度お知らせします。

■商品の交換について

商品が破損していたり、ご注文と異なる商品が届いた場合は、会員専用サイト（WEB）よりお申し出の上、商品と納品書兼領収証を併せて横浜オフィス&サロンまでご返送ください。代替商品を送らせていただきます。

※事前にお申し出がない場合、該当の商品が到着しない場合、納品書兼領収証がない場合は、商品交換をお受けできない場合がありますのでご注意ください。

■商品の小売販売について

会員は、会員価格で商品を購入（仕入）し、商品を未会員へ小売販売する場合、特定商取引に関する法律の訪問販売に該当します。小売販売を行う際は、必ず小売用販売伝票（販促品）をご購入の上、同封の小売販売規約の内容をよくお読みいただき、理解した上で自己責任のもと行ってください。商品へ表示の希望小売価格での販売価格と会員価格との差額は小売利益となります。

■受付完了後の内容変更について

変更内容に応じて、お手続き方法が異なります。該当する方法でお手続きください。

- 1) 会員専用サイト（WEB）からご自身で変更

- ・契約者住所
- ・配送先住所
- ・電話番号／携帯電話番号
- ・メールアドレス
- ・カード情報

- 2) 書面「契約内容変更届」による変更

書面「契約内容変更届」を、会員専用サイト（WEB）からダウンロード印刷し、必要事項をご記入ご捺印の上、業務部宛に FAX・郵送によりご提出ください。必要書面の入手ができない場合は会員専用サイト（WEB）より業務部宛にご請求ください。

- ・会員登録名称
- ・登録口座
- ・登録区分（個人／法人）
- ・オートシップ情報（商品／数量／支払方法）

※仮登録完了後及び注文受付完了後は、紹介者の変更、配置ポジションの変更、注文内容の変更はできません。

■コミッション還元(特定利益)について

当社のビジネスプランは、パイナリー方式による組織構築の実績に応じて、コミッションをお支払します。

- 1) 後述のビジネスプランによるコミッションは、毎月 1 日から末日までの構築実績に対して算出され、月ごとにお支払いします。支払日は翌月の 25 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に登録指定口座への振込となります。
- 2) インボイス制度に基づき、コミッションは後述の計算方法により算出された総合計金額より消費税を差し引いた金額でお支払いします。但し、当社まで「適格請求書発行事業者登録番号」をお申し出いただいた場合、総合計金額（税込）でお支払いします。
- 3) コミッション発生総合計金額が 2,000 円（税込）以上の場合、支払い対象とします。但し、2,000 円（税込）に満たない場合は、翌月へ繰越します。また、コミッション実績明細は会員専用サイト（WEB）よりご確認ください。なお、実績明細を書面でご希望の場合は、業務部宛てにご依頼ください。実績明細表発行事務手数料 330 円をコミッションより差し引き、郵送します。
- 4) コミッションの振込事務手数料（400 円）は、会員負担となります。
- 5) 後述の受給資格があり、コミッション発生対象となる全会員へのコミッション総支払額が、当月の当社総売上の 60%を超えた場合、当社のルールに沿ってコミッションの減額調整を行います。
- 6) コミッションが発生する場合、支払調書作成のため行政手続きにおける特定の個人番号（マイナンバー）の提出が必要となります（当社規定の支払基準額を超えた方）。
- 7) 会員登録が個人の場合、月間のコミッションが 12 万円を超えた超過金額から源泉所得税を差し引いた金額をお支払いします。
- 8) コミッション取得は、事業所得又は雑所得になりますので、金額に応じて会員本人が確定申告を行ってください。

■ビジネスプラン

【用語解説とルール】

ポ ジ シ ョ ン：1 人の会員から派生する各系列の配置場所の事。あなたから左右 2 系列の商品流通組織をつくる事ができます。（図 1）

ショートライン：あなたから派生する左右 2 系列のうち獲得ポイントが少ない系列。

確 定 月：実績が確定している直近の月の事。

直接紹介会員：あなたの紹介で入会した会員の事（1 世代とも呼ぶ）。

ア ク テ ィ ブ：当月定期購入実績がある事。

ポジション指定：あなたが直接紹介会員を登録する際、その会員のポジションを下記①～③から 1 つ選択し指定する事ができます。

①指定なし = あなたのショートラインの最も浅い場所へ左優先で配置されます。

②左右のみ指定 = 左右指定した側のショートラインの最も浅い場所へ左優先で配置されます。

③完全直上指定 = 指定した場所へ配置されます。

※ポジション指定に於ける「ショートライン」はパイナリー系列グループマップの「確定月」実績で判定します。

スピルオーバー：あなたを紹介した会員、または組織図に於いてあなたより上位に配置される会員の直接紹介会員が、あなたの下位組織に配置される事。

ホームポジション：あなたの 1 つ目のポジション。ホームポジションは会員番号の末尾 3 桁が 001 となります。

ベースポジション：当月に、ホームポジションがアクティブである場合、自身のグループ内にあなた自身の 2 つ目以上のポジションを登録する事が可能となり、そのポジションを指します。ホームポジションとベースポジションは同一人物のため、会員番号の末尾 3 桁の数字で区別する事とします。登録できるベースポジションは原則 2 つ（002・003）までを上限としますが、ホームポジションが後述のブロンズリーダー以上を取得した場合、3 つ目以上（004・005...）のベースポジションを登録する事も可能となります。なお、下記がベースポジションのルールとなります。

①ベースポジションの紹介者はホームポジションに限りです。

②ベースポジションは会員専用サイト（WEB） エントリーのみとなります。

③登録内容はホームポジションの情報と同一のものとします。但し、購入商品、オートシップ商品、オートシップ支払方法についてはベースポジションごとに受付可能です。

④ベースポジションのオートシップ支払カード情報を変更する場合は、会員専用サイト（WEB）の「ポジション選択」で該当のベースポジション番号を選び「更新」を押下し「選択中のポジション」の会員番号が該当のベースポジション番号になっていることを確認し、変更してください。

⑤ベースポジションから新規会員を紹介する場合で、会員専用サイト（WEB）を利用する際には、「ポジション選択」で該当のベースポジション番号を選び「更新」を押下し「選択中のポジション」の会員番号が該当のベースポジション番号になっていることを確認し、新規会員紹介を行ってください。

⑥ホームポジションを退会すると全てのベースポジションも退会となります。

直 紹 介 系 列：あなたの直接紹介会員を 1 世代、1 世代の直接紹介会員を 2 世代、2 世代の直接紹介会員を 3 世代とした際の、あなた以下に連なる紹介・被紹介の関係の系列。なお、スピルオーバーで配置された会員はあなたの直紹介系列には含まれません。

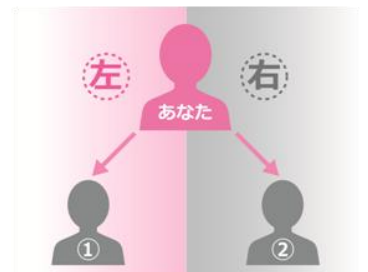


図 1: あなたからの系列組織

【コミッション受給資格】

当月、次の3つの条件を全て満たしている場合、後述解説する3種類のボーナスのコミッション受給資格を得ます。

- 1) あなたがアクティブであること。
- 2) あなたの自己購入実績が10,000ポイント以上であること。
- 3) あなたの直接紹介会員が2名以上、アクティブであること。

※ベースポジションでコミッション受給資格を得てコミッションが発生した場合は、ホームポジションの指定口座へ合算してお支払いします。

※ホームポジションが休止中、または受給条件を満たしていない場合、ベースポジションのみで稼働してもコミッション受給は不可となります。但し、ホームポジションがアクティブになった場合はこの限りではありません。

【コミッションの種類と計算方法】

あなたから派生した左右の各系列組織（以下「あなたの下位組織」といいます）の各会員の購入状況を、商品ごとに設定されているポイント（取扱商品の項を参照）に換算して、売上ポイントを計上します。いずれのボーナスも当月のあなたとあなたの下位組織のアクティブ状況及び購入実績によって計算します。なお、あなたが追加購入をした場合、その追加購入ポイントはいずれのボーナス計算時に於いても、あなたのショートラインのポイントとして加算されます。

※コミッション計算に於ける「ショートライン」は計算対象月の実績で判定します。

1) ベーシックボーナス

- ①あなたのショートラインの合計ポイントが10,000ポイントに達した場合、10,000ポイントごとに1,500円（税込）が還元されます。10,000ポイントに満たない場合、または10,000ポイント未満の端数は切捨てとなります。



計算例

- ①ショートラインのポイントが6万Pの場合

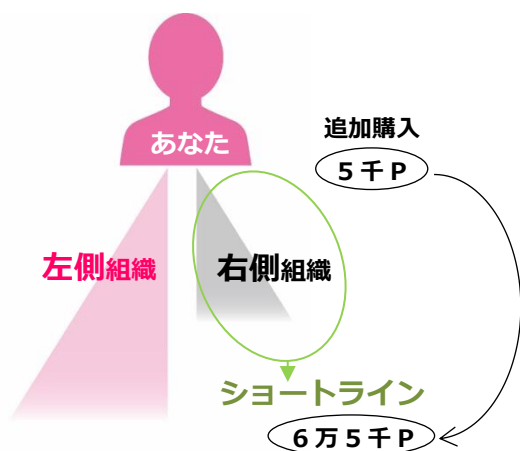
$$\begin{aligned} 6 \text{ 万 P} &= \frac{1 \text{ 万 P}}{10,000 \text{ P}} \times 6 \\ &= 6 \times 1,500 \text{ 円} \\ &= 9,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

- ②ショートラインのポイントが6万5千Pの場合

$$\begin{aligned} 6 \text{ 万 } 5 \text{ 千 P} &= \frac{1 \text{ 万 P}}{10,000 \text{ P}} \times 6 + 5 \text{ 千 P} \\ &= 9,000 \text{ 円} + \text{切捨て} \\ &= 9,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

当月支払い

- ②あなたが当月内に追加購入した場合、追加購入の月内累計ポイントは、コミッション計算時に確定した、あなたのショートラインの合計ポイントに付加して計算します。なお、左右が同一ポイントの場合は左側に付加して計算します。



計算例

- ショートラインのポイントが6万5千Pで
あなたが追加購入を5千Pした場合

$$\begin{aligned} 6 \text{ 万 } 5 \text{ 千 P} + 5 \text{ 千 P} &= 7 \text{ 万 P} \\ &= \frac{1 \text{ 万 P}}{10,000 \text{ P}} \times 7 \\ &= 10,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

当月支払い

- ③ベーシックボーナス受給資格と上限金額（月額）

アクティブな直接紹介会員2名	: 20万円
アクティブな直接紹介会員3名～4名	: 50万円
アクティブな直接紹介会員5名以上	: 300万円

2)メガマッチボーナス(育成ボーナス)

あなたのショートライン実績が 30,000 ポイント以上となった場合、あなたの直接紹介会員（1 世代）とその直接紹介会員が紹介した会員（2 世代）までの会員に発生したベーシックボーナスの金額をもとに計算し、還元されるボーナス（コミッション）です。このボーナスは当月のあなたのショートラインのポイント数により変動します。計算方法は以下のとおりです。

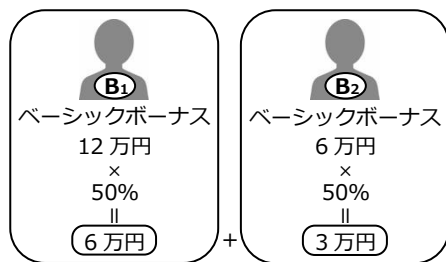
①還元率

1 世代のベーシックボーナスの 50%

2 世代のベーシックボーナスの 30%

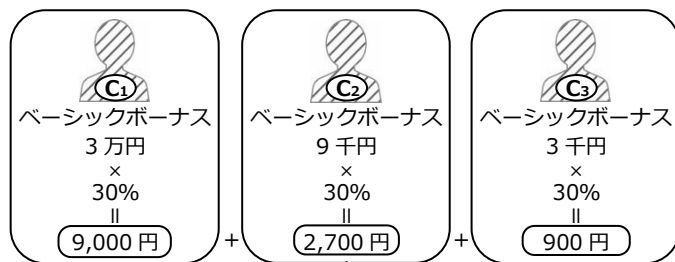
計算例

1 世代の場合(あなたの直接紹介会員)



9 万円

2 世代の場合(B の直接紹介会員)



12,600 円

計 102,600 円

②メガマッチボーナス受給資格と上限金額（月額）

受給資格：ショートラインのポイント 30,000 ポイント～100,000 ポイント

上 限：5 万円（1 世代及び 2 世代から発生するメガマッチボーナスの合計）

3)タイトルボーナス

各タイトルに応じたタイトル取得基準を達成するとタイトル取得となります。

ブロンズリーダー以上のタイトルを取得すると、メガマッチボーナスの対象が4世代まで拡大されます。

<3世代・4世代からのメガマッチボーナス還元率>

タイトル名	A：3世代からの還元率	B：4世代からの還元率	A+Bの上限金額（月額）
ファーストリーダー	—	—	—
アドバンスリーダー	—	—	—
ブロンズリーダー	10%	10%	50万円
シルバーリーダー	15%	10%	100万円
ゴールドリーダー	20%	10%	150万円
ディレクター	25%	20%	200万円
スーパーディレクター	30%	30%	200万円

<タイトル取得基準 必要条件>

タイトル名	ショートライン実績	左右いずれかの直紹介系列実績	直紹介系列育成
ファーストリーダー	30万P以上	20万P以上	なし
アドバンスリーダー	50万P以上	40万P以上	なし
ブロンズリーダー	100万P以上	80万P以上	ファーストリーダー以上が1名以上
シルバーリーダー	200万P以上	160万P以上	アドバンスリーダー以上が1名以上
ゴールドリーダー	400万P以上	320万P以上	ブロンズリーダー以上が1名以上
ディレクター	800万P以上	640万P以上	シルバーリーダー以上が1名以上
スーパーディレクター	1,600万P以上	1,280万P以上	ゴールドリーダー以上が1名以上

<その他>

- ・タイトル取得には、コミッション受給資格を満たしている必要があります（コミッション受給資格の項を参照）。
- ・ブロンズリーダー以上のタイトル取得の際は、タイトル研修を受講後に実績認定となります。
- ・ブロンズリーダー以上のタイトル取得後に1ヶ月の実績が当該タイトル基準の必要条件「ショートライン実績」の70%を下回った場合、当該タイトルは解消となります。
- ・ブロンズリーダー以上のタイトル解消後に再度取得するためには、改めて当該タイトル取得基準を達成する必要があります。
- ・タイトル取得後に当該タイトル取得基準に影響する悪質または過量な返品、その他規約上の禁止行為等があった場合、取得したタイトルは遡って取り消しする場合があります。

◆会員規約◆

1.目的

当該会員規約は契約事項です。その目的は「全ての人々に経済的、肉体的、精神的健康を感謝と真心で普及し、社会に貢献する」という理念のもと、Smiling ビジネスの秩序と信用とを構築し、当該ビジネスの参加者に公平で、安心して参加できる機会を提供し、その支援をする事です。

2.構成と役割

- 1) Smiling ビジネス（以下当ビジネス）は、主催者である株式会社トライエンス（以下当社）との契約によって結ばれた会員によって構成されます。会員は、当社の理念に賛同し、目的を理解し、当社の規約を遵守する事を契約した者であって、当社の定める契約書に基づく会員規約によって身分を獲得した者です。
- 2) 会員は、会員相互、並びに当社と、理念と目的と目標を共有し、且つ、普及の方法とルールを共有し、当ビジネス全体の信用を高め、その成功へと邁進するものとします。
- 3) 会員は、相互に協力し合い、会員拡大のために催事、会議、セミナーなどを共催し、新規会員獲得のための相互支援を行います。且つ、新規会員の成功のための指導と支援を、相互協力の下で徹底し、新規会員を成功者へと育てます。

3.ビジネスの推進

- 1) 当社は、会員のビジネス成功を支援するため、キャンペーンその他各種催事を実施します。
- 2) ビジネスの推進にあたっては、信頼と安心と納得と自由意志による参加を保障するため、また、関連法遵守のために以下のルールに従って会員を勧誘し、契約と登録を行います。
 - ①当ビジネスの説明を行う場合、相手に対し、事前にその目的を伝えるものとし、且つ、相手の了承を得た後に説明に入ります。
 - ②当ビジネスの説明に際しては、当社所定の概要書面を交付し、説明します。同時に、申請書及びそれに付随する契約事項、禁止条項その他一切を詳細に説明し、十分な納得を得るものとします。
 - ③当該契約は新しく契約をしようとする当該事業者の自由意志に基づくものである事、契約の署名捺印は自ら行うものである事、当該契約には特定の負担、特定利益がある事を明示し、確認し、その上で契約を締結するものとします。

4.会員資格の注意点

以下の場合、会員登録できません。また、登録後に以下に該当すると当社が判断した場合は、会員登録を継続することはできません。

- 1) 除名処分等当社により、会員資格を喪失させられた者。
- 2) 事理弁識能力が著しく不十分な高齢者、並びにこれに準ずる者。（特例：会員登録名義の変更を要請する場合がある）
- 3) 暴力団関係者等、これらに類するものと当社が判断した者。
- 4) 当社や会員の信用、あるいは組織の秩序を乱す恐れがあると、当社が判断した者。
- 5) 同一人物が別のポジションで複数のホームポジションを会員登録する場合。
- 6) 申請書の記載内容に不備がある場合、また、内容が確認できない場合。その他、当社が登録を許可しない場合。

5.会員資格の権利譲渡等

会員の資格は契約者の所有であり、譲渡・販売する事はできません。

但し、資格保有会員が死亡した場合、当社同意の下、遺族の協議により会員の権利義務をその法定相続人が承継する事ができます。この場合、権利承継手続期間を死亡日から 30 日以内とし、期限内に必要な是正措置が取られない場合は、死亡の連絡を受けた日から 30 日を経過した時点で失効するものとします。また、死亡によるポジションの権利承継については、相続に関する民法及びその他の法令に従って、相続または遺贈する事ができます。死亡以外の権利譲渡は、原則として禁止します。また、法定相続人が承継した後、商品の購入がない場合は規定に基づき退会となります。死亡のお知らせと共に退会希望による商品返品がある場合は、当社の規定に沿ってその手続きを行う事とします。なお、死亡した会員の権利承継後任者は、下記の書類を業務部に提出しなければなりません。

①後任者と死亡した会員との続柄が記載されており、且つ、死亡の事実が確認できる「戸籍謄本のコピー」。

なお、戸籍謄本に後任者の記載がない場合は、「死亡した会員との関係が分かる書類」、及び「死亡証明書のコピー」。

②当社規定の「会員権利譲渡後任者の登録情報及び商品購入申込書」。

③当社規定の「会員権利譲渡証明書」。

※法人登録会員で法人の代表権を有する者の変更については、当社の承諾を得れば変更が可能です。その際、変更前と変更後の代表権を有する者の氏名がそれぞれ確認できる「登記簿謄本」若しくは、「履歴事項証明書」の提出が必要となります。手続きの際にご提出いただく証明書類は発行から 3 ヶ月以内のものとします。

※法人登録から個人登録へは代表記載名義人に限り認めるものとします。個人登録から法人登録への変更も同義とします。なお、個人登録から法人登録への変更については、法人資格の条件を満たす事とします。

6. 関連法規における禁止事項

- 1) 「特定商取引に関する法律」による禁止行為は概ね下記の通りです。勧誘のため、または解約を妨げる為に以下の各項目のうち①～⑦に該当する行為があった場合、特定商取引に関する法律により罰せられます。
 - ①販売する商品またはサービスについて、その種類・性能・品質について説明しなかったり、事実と異なる事を言う事。
 - ②当ビジネスを始めるに当たって必要な商品購入代金や、特定負担について説明しなかったり、事実と異なる事を言う事。
 - ③当ビジネスによって得られるコミッション（利益）について説明しなかったり、事実と異なる事を言う事。また、一部の成功例を用いて、あたかも全員が成功するような誘い方をする事。
 - ④収入の入り方や、ビジネスプランについて説明しなかったり、事実と異なる事を言う事。
 - ⑤契約解除（クーリング・オフを含む）について説明しなかったり、事実と異なる事を言う事。
 - ⑥前項までの他、このビジネスについて相手方の判断に影響を及ぼす事となる重要な事項について説明しなかったり、事実と異なる事を言う事。
 - ⑦契約を締結させるため、あるいは契約の解除を妨げるために相手方を威迫して困惑させたりする事。
- 2) 本規約による禁止事項は、次の通りです。
 - ①事前に勧誘の目的を明示しなかったり、自由意志に基づかない契約を強要したり、申請内容等に不実、虚偽等の事項を記入、入力させる事、ないし本人に代わって記入、入力する事。
 - ②未会員へ「必ず儲かる」あるいは「誰でも儲かる」などと言って勧誘する事。
 - ③商品代金を預かったり、申請当事者に代わって支払い手続きをする事。
 - ④当社や会員を誹謗中傷し、信用を貶め、組織の秩序を乱したりする事。
 - ⑤会員に対し、他のビジネスへの参加や当社以外の商品やサービスの販売を提案したり、誘いかける事。
 - ⑥当社セミナーや会合等で得た情報を無断で改ざんしたり、第三者に公開したり、当社の活動以外の目的に使用したりする事。
 - ⑦当社の信用を著しく損ねる行為をする事。
- 3) 広告、宣伝、情報開示等の禁止事項
 - ①インターネット、新聞、雑誌、チラシ、テレビ、ラジオ、その他これらに類する媒体を使って広告宣伝したりする事。あるいは、当社、ないしは関連する組織または個人の情報を開示する事。但し、当社またはより多くの会員にとって有効であると考えられる場合は、事前に、それら広告・宣伝の意義と価値と必要性について、代表者宛てに文書により申請し、承認を受ける事とします。
 - ②当社の社名やロゴマーク、商標、その他これらに類するものを許可無く複製、または転写する事。
 - ③当社または主催者の許可無くセミナーやミーティング、その他これらに類するものを録音、録画する事、また、その開示をする事。録音、録画の必要がある場合は、事前に当社に申請し、承諾を受け、且つ、でき上がったものを提出し、承諾を受ける事とします。なお、当該録音、録画されたもので当社の承諾を得た場合であっても、その使用は当該個人に限り、他の会員や第三者に開示する事はできません。
- 4) 薬機法（旧薬事法）、景品表示法、その他規制に基づく禁止事項
 - ①取扱商品である乳酸菌含有食品及び化粧品は医薬品ではありません。従って、医薬品的効能効果や用法用量等の説明をもって勧誘したり、告知したり、販売したりする事はできません。効能効果とは、病気の治療や、病状の改善を目的とする効能効果を標榜する事をいいます。この場合、明示的であるか黙示的であるかを問いません。
 - ②商品広告について、実際のものより優良、または有利であると人を誤認させるような誇大広告をする事はできません。
 - ③商品やそれに関連する情報、ないし、知識等について事実と異なる事、または裏付けのない事を標榜する事はできません。

7. 契約取消権

会員が勧誘するに際し、不実告知や、重要事項の不告知によって、その結果消費者が誤認して契約し、会員となった場合、その契約を取り消す事ができます。

8. 個人情報の取り扱い

当社は「個人情報保護法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の法令を順守し、会員の個人情報保護に万全を尽くします。

- 1) 当社は会員の個人情報については、下記の目的範囲内で適正に取り扱います。
 - ①会員登録手続、入金、商品受発注、コミッション計算・還元、その他会員組織の管理のため。
 - ②商品及び販促品等の購入の確認やそれらの発送をするため。
 - ③アンケートの協力や催事の参加のお願い、また、その結果報告をするため。
 - ④新商品及びサービスに関連した情報を提供するため。

2) 当社は、会員の個人情報について、下記の場合に限り、第三者に開示する事があります。

- ①商品、販促品、各種情報、通知書類、案内書等を当該会員に送付する目的で、業務委託先に対し必要な情報を提供する場合。
- ②系列上位の会員に対し、当社がビジネス上必要と判断した情報（傘下会員の氏名、購入ポイント、最終購入月等）を提供する場合。
- ③裁判所、警察署またはこれに準じた権限を有する機関から書面での照会依頼があった場合。
- ④人命及び身体財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

3) 当社は、会員の個人情報をできるだけ正確且つ最新の情報で管理します。原則として、会員本人からの申し出があった場合に、登録情報の開示を行います。また、情報の内容が正確でない等の指摘があった時はその内容を確認し、必要に応じて、登録情報の追加、変更、削除を行います。但し、市区町村等の名称及び郵便番号、銀行等の金融機関統廃合による名称の変更など、商品発送やコミッションの支払いを行う上で支障がある情報に変更があった場合には、当社の判断で登録情報を変更する場合があります。

4) 当社は、会員の個人番号（マイナンバー）について、法令の定めに従って事前に明示した利用目的以外の目的には使用せず、法令の定める場合以外には第三者に開示いたしません。

5) 当社は、法令に定める事務を処理するために必要がある場合に限り、予め利用目的を明示した上で、対象となる会員に対して個人番号（マイナンバー）の提供を求める事ができるものとし、当該会員は、当社からの個人番号（マイナンバー）の提供の求めに応じるものとします。

9.規約変更等

- 1) 戦争、天変地異、労働争議、事故、法律による規制、その他不可抗力の事態によって生じた流通障害等、その他これらに類する事態に於ける会員の損害に対し、当社はその責任を負いません。
- 2) 規約の変更、法令の変更、原材料の価格変動、及び社会情勢の変動により、あるいは当会員組織の状況の変化に伴い、当社独自の判断と決定により、何らの反対給付なしにビジネスプラン、商品構成単価、種類、契約内容等を会員に事前の通知なく改訂する場合があります。
- 3) 本規約、取扱商品等の変更内容は、会員が保有する全てのポジションに対し、共通して適応されます。
- 4) 本規約、取扱商品等に変更が生じた場合、その会員への通知は、毎月発行の月報紙他、別紙印刷物等にて会員に送付通知、横浜オフィス&サロン内、ならびに当社ホームページ内に掲載します。会員はこの通知をもって当社の指示・通達に速やかに従うものとします。
- 5) 本規約、取扱商品等の変更に伴い、契約書面を改訂した場合、改訂書面を会員本人へ交付します。ホームポジションに交付することで、保有する全てのポジションへの交付が完了したものとします。

10. 資格喪失ないし、規約違反等による制裁措置

当社は、本規約に違反した会員及びその紹介者、組織系列上位の会員に対し自らの裁量において以下のいずれかの処分または複数の処分を課す事ができます。

- 1) 注意・警告。
- 2) コミッションの一時支払い停止及び既に支払われたコミッションの返還、及び損害賠償請求。
 - ①違反が行われた時点以後に発生したコミッションについては、全額を返還しなければなりません。
 - ②違反が行われた時点以後、当社及び会員が受けた損害については一切を賠償していただきます。
- 3) 会員としての活動の禁止。
- 4) 会員資格剥奪については、次の事由に該当する場合は、当社の判断により何らの反対給付なしに除名し、会員登録を抹消します。
 - ①当社や製造元の名称、商品、運営方法、プログラム、流通等の無断使用をした場合、当社や製造元の名誉を毀損した場合、ないし、当ビジネスの秩序を乱す行為があった場合。あるいはその恐れがあると当社が判断した場合。
 - ②法令または本規約に違反した場合。
 - ③会員に対し、当ビジネスと競合する同種のビジネスを伝え、勧誘する等の行為があったとき、あるいは、当社ないし会員が主催するセミナーその他、催事の開催や動員の妨害、セミナー全体の進行の妨げ、または秩序を乱す等の行為があった場合。あるいはその恐れがある場合。
 - ④会員登録の際、商品を購入する意思のない者を会員にした事が判明した場合、ないし、薬機法（旧薬事法）、その他の法令違反に基づいて商品の購入等をさせた事が判明した場合。
 - ⑤その他、禁止事項の一つに違反した場合。
 - ⑥刑事罰を受けた場合、並びにこれに準ずる事態が発生した場合。

11.クーリング・オフについて

クーリング・オフ期間中はいつでも解約できます。クーリング・オフについては、裏表紙記載の手順に従って届け出てください。

12.解約(退会・自動退会)

- 1) 解約(退会)とは、会員の地位並びに購入契約を消滅させる事です。当該解約(退会)によって以後、一切の会員権利義務は消滅します。なお、商品の購入等もできません。解約(退会)は会員本人の意思に基づいていつでも自由にする事ができます。いかなる関係者もこの意思に基づく解約(退会)を妨げる事はできません。
- 2) 会員は、後日の係争をなくすための証拠として書面によって解約(退会)の意思を明示し、業務部に申し入れます。原則として、書面は当社所定の「トライエンス会員登録退会届」(以下「退会届」)を用いるものとしますが、緊急の場合は、他のもので、代用する事ができます。この場合、氏名、契約者住所、会員番号、契約内容を明示する事が必要です。解約(退会)に当たっては、クーリング・オフ期間を除き、会員の債権債務を相殺し、債権の残余ある場合は当社予定の支払日にこれを清算し、支払います。所定の振込手数料等は、差し引きます。
- 3) オートシップ継続中の場合、オートシップ停止の際に、金融機関との手続き上、停止希望月の振替停止に間に合わない場合があります。希望月から停止をする場合、停止月の前月15日(当社休業日の場合、前営業日16:00)までに退会届をご提出ください。
- 4) 解約(退会)手続きをせずに12ヶ月間定期購入が無い場合は自動退会となります。自動退会后、商品購入を希望される場合、再度新規登録が必要となり、その際は新たなポジションでの登録となります。(キャンペーン等の当社企画により、休止中でも企画商品を購入できる場合がありますが、定期購入と混同しないようご注意ください。)
- 5) 自動退会を含む解約(退会)後、再度登録をご希望の場合は退会完了後3ヶ月経過条件をもって受付いたします。

13.クーリング・オフ期間外の解約(退会)による返品

- 1) 契約書類を受領した日、もしくは、この契約による商品の到着日のいずれか遅い日より起算して20日を経過した後でも、入会契約を解除する事ができます。その場合、定期購入された商品の売買契約も解除できます。
- 2) 会員の都合により商品の返品をする場合は以下の条件を満たす場合に限りします。
 - ①会員登録から1年以内の個人登録会員(無店舗個人)である事。
 - ②解約(退会)に伴う返品である事。解約(退会)を伴わない返品は受付できません。
 - ③会員自身が購入した商品で、なお且つ自身の意思で返品する場合である事。
 - ④受け取ってから90日以内の商品であり、未使用未開封で且つ破損していない場合である事。
 - ⑤当該商品の「納品書兼領収証」を有している事。
- 3) 複数のポジションで登録がある場合、いずれのポジションで返品した場合でも、すべてのポジションが退会となります。
- 4) 業務部までご連絡の上、解約(退会)による返品がある旨を述べ、退会手続用書面(退会届)を取り寄せ、必要事項を記入し、商品と同封して返品してください。その際の送料は会員負担となります(着払いの場合は、返金額より送料を差し引きます)。
- 5) 当社は、商品が返品された場合、または商品の販売契約の解除が商品の引渡前である場合、当該商品の販売価格の10分の1に相当する金額を請求する事ができます。この金額は、解約に伴って会員に返還される代金相当額と相殺されますので、会員には商品の販売価格の10%相当額を差し引いた金額を返金いたします。
- 6) 当社は、会員が当該商品購入に対してコミッションの支払いを受けた場合、そのコミッション金額分について、返還を請求する事ができます。この金額は、解約に伴って会員に返還される代金相当額と相殺されますので、会員には、当該コミッション分が差し引かれた金額が振り込まれます。また、返品時まで、当該商品購入に対して当該会員に支払われたコミッション金額がある場合は、前記の場合と同様、当社は、支払われたコミッション金額分について、返還を請求する事ができますので、会員には、当該コミッション金額分を差し引かれた金額が振り込まれ、コミッション金額が返金額より多い場合は、差額を徴収させていただきます。
- 7) 当該商品購入に対してコミッションの支払いを受けた上位会員は当該売上のポイントのマイナス調整を行います。
- 8) 返品商品に対する返金手続は、当社が返品商品を受領確認してから、速やかに行うものとします。その際の送料及び返金に必要な費用(返金時の振込手数料含む)は、会員負担となります。
- 9) 商品発送前による返金につきましては、商品の販売価格の10%相当額を差し引いた金額を返金いたします。その際の振込手数料は、会員負担となります。
- 10) 商品発送後、配達時の商品受取拒否については、商品の販売価格の10%相当額を差し引いた金額を返金いたします。その際の送料及び返金に必要な費用(返金時の振込手数料含む)は、会員負担となります。
- 11) 商品発送後、会員都合により商品受取が完了せず、配送業者の保管期限を超過し当社に商品が返却された場合は、再発送に掛かる配送料935円(税込)をお支払いいただいたのち、再発送します。なお購入月内に連絡が取れない場合は、販売価格の10%相当額を差し引いた金額を返金いたします。その際の送料及び返金に必要な費用(返金時の振込手数料含む)は、会員負担となります。以降のオートシップは停止し、発注月の翌月末日までに連絡がない場合は、会員登録は解約(退会)となります。また、横浜サロンでのお受取りを希望し、受取期限内にお受取りが完了しない場合は、商品を発送します。

14.小売販売における特定商取引等の関連法規における遵守及び禁止事項

小売販売は「訪問販売」に規定される諸事項を、通常の規約に加えて遵守しなければなりません。当社の小売販売規約※「小売販売における特定商取引等の関連法規における遵守及び禁止事項」に記載の遵守事項及び禁止事項に違反すると「特定商取引に関する法律」、「刑法」、「薬事法」、「消費者契約法」等の関連法規によって処罰されることがあります。

※「小売販売規約」とは、当社「小売販売用伝票」に添付している特定商取引法による訪問販売事業に基づいた規約書面

15.違反処分に対する異議申立て

会員が規定する処分を受けたとき、以下の条件を満たす場合において当社に対し書面にて異議申立てができるものとします。

- 1) 処分の通知到達から 2 週間以内である事。
- 2) 申立ての根拠となる理由と事実が確認できる記録や資料があり、当社に提示可能である事。
- 3) 本人が事実に基づいて自身の意思のもとに行う事。

16.管轄裁判所

本規約でいうところの契約は、すべて日本の国内法に準拠し、日本の国内法によって解釈されます。また、契約における解釈、または履行において当事者間に紛争が生じ、当社と会員の間に生じた係争は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

17.免責

- 1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止、データへの不正アクセスにより生じた損害によって会員に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 2) 当社は、当社のウェブページ、サーバ、ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピュータウイルスなどの有害なものが含まれていない事を保証いたしません。
- 3) 会員がビジネス活動を行う際に生じた、会員同士、または第三者とのトラブルについて、当社は一切の責任を負わないものとします。

18.抗弁権の接続

会員は、クレジット会社等の割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けたときに、当該商品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者（当社）に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗できます。

Smiling 会員様専用サポート

〈ホームページ URL〉 <https://tri-ence.co.jp>

手 順

契約者ご本人様がお手続きください

会員専用サイト (WEB) ヘログイン



トップページ>その他>お問い合わせ



「件名 (25 文字以内)」を入力



「お問い合わせ内容」を入力



「送信する」

当社からの回答

順次、ご登録のメールアドレスへ回答

(メールが送信できない場合は、電話や書面送付等にて回答)

<注意点>

- ご契約内容に関するお問い合わせや各種申請は、原則として契約者ご本人様のみへご案内・対応いたします。
- メールアドレスの新規登録・変更は、会員専用サイト (WEB) ヘログインのうえ、お手続きください。

手順: トップページ>その他>新規メールアドレス登録または登録済メールアドレス変更

クーリング・オフについて

- 1) 会員は契約書類を受領した日、もしくは、この契約による商品の到着日のいずれか遅い日より起算して 20 日以内であれば、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件でクーリング・オフし、契約を解除する事ができます。但し、法人会員は除きます。
- 2) クーリング・オフの手続きは下記の例に従い、書面または電磁的記録（電子メール等）に必要な事項をすべて明記してご依頼ください。
- 3) クーリング・オフをすると、
 - ①以後、会員資格が取り消されます（コミッションを受け取っている場合は、ご返金いただきます）。
 - ②商品代金はお返しいたします。但し、未使用未開封で且つ破損していない場合に限りです。
 - ③商品は、着払いで当社業務部まで返品していただきます（送料は当社で負担します）。
 - ④違約金、損害賠償、その他解約手続きに伴う費用に関する請求は一切いたしません。
- 4) クーリング・オフの妨害
不実告知や威迫行為によって、クーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨を定めた書面を受け取った日から 20 日以内にクーリング・オフをする事ができます。（不実告知や威迫行為があった場合は、業務部までご連絡ください）

※商品のクーリング・オフが発生した際は、ポイントマイナス調整を行います。

クーリング・オフの記入・入力例

<書面の場合>

書面に下記必要事項を明記し、控えとしてコピーを取り、書留郵便等、記録が残る方法で郵送してください。郵送時(消印日)よりクーリング・オフの効力が発生します。

- ① 会員申請日
- ② 会員番号
- ③ 申請（契約）者名
- ④ 契約者住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 紹介者名
- ⑦ 購入商品
- ⑧ 購入価格

上記の日付の申し込みを撤回し、
会員及び商品の契約を解除いたします。

年 月 日 署名



<電磁的記録(電子メール等)の場合>

メールに下記必要事項を明記し、当社登録済の契約者ご本人様のメールアドレスから送信してください。送信した履歴は必ず保管してください。

〔宛先〕 info@tri-ence.co.jp
〔件名〕 クーリング・オフを希望します。

- 〔本文〕
- ① 会員申請日
 - ② 会員番号
 - ③ 申請（契約）者名
 - ④ 契約者住所
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ 紹介者名
 - ⑦ 購入商品
 - ⑧ 購入価格

上記の日付の申し込みを撤回し、
会員及び商品の契約を解除いたします。

クーリング・オフの書面送付先／商品送付先／メール送信先

書面送付先／商品返送先：株式会社トライエンス 横浜オフィス 宛

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 15 横浜朝日会館 7 階

メー ル 送 信 先：info@tri-ence.co.jp